



de 勉強会&相談会

「飲食店あれこれ。」 ~レストランからイベント出店まで~

はた・さわだ行政書士事務所所長 行政書士 澤田 郁





こんにちは。行政書士の澤田郁(さわだかおる)です。

- 長野県出身。平成25年5月に阪南市に引っ越してきました。
- 家族は夫・娘(8歳)の3人。娘は小学校に通っています。
- 趣味はフィギュアスケート観戦・吹奏楽(吹奏楽部で10年間打楽器担当)。
- 阪南市尾崎在住です。
- 平成25年9月、自宅で行政書士事務所を開設しました。平成30年10月、岸和田市に事務所を移転し、行政書士2人を雇いました

主な取扱業務 法人設立、放課後等デイサービス開設、 建設業など許認可、交通事故、 相続・遺言、契約書、内容証明、離婚など

はた・さわだ行政書士事務所 大阪府岸和田市別所町3丁目10番4号 花田ビル2階

Tel 072-423-8222 Fax 072-423-8236

メール info@gyosei-kaoru.com HP http://gyosei-kaoru.com

ブログ https://ameblo.jp/kaoru-gyosei



今までの「コメダde勉強会&相談会」

第1回「人の一生と交わる法律問題」

第2回「その自転車、危ないよ! ~子供と自転車事故~」

第3回 「人が職業につくまで ~子供たちの将来の夢を実現させたい~」

第4回 「ワーキングマザー ~ママが働くということ~」

第5回 「結婚とは。夫婦とは。 〜法律の面から見る人生のパートナーとは〜」

第6回「エンディングノートはオープニングノート!」

第7回「お店屋さんの始め方 ~開店手続あれこれ。始めるまで/始めてから~」

第8回 「士業とは。○○士とは。 ~暮らしを支えるサムライたち~」

第9回 「相続する前、相続した後、 すべきことあれこれ一覧。」

第10回「公正証書とは。公証役場とは。」

第11回 「会社設立とは。法人設立とは。 ~もう一人の私、みんなで私~ 」

第12回 「成年後見制度と、遺言。 ~認知症に、なる前に~ 」

今日お話しする内容

- 1. 飲食店とは
- 2. 飲食店を開くには
- 3. 実際に必要な手続

- 4. 特色あるお店
- 5. おわりに





1. 飲食店とは

1-1. 飲食店の定義

飲食店とは、食品衛生法第3条の「食品等事業者」の一種。

①食品を調理する営業

又は

- ②設備を設けて客に飲食させる営業
- ①のみ・・・総菜屋さん、お弁当屋さん、仕出し屋さん
- ①と②・・・レストラン、カフェ、食堂など
- ②のみ・・・お茶屋さん、待合など
- ※出張料理・・・単なる技術の提供であり、飲食店ではない



飲食店と喫茶店は違う?

食品衛生法施行令第35条

- 一 飲食店営業(一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、 仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフエー、バー、キヤバレーその他 食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、 次号に該当する営業を除く。)
- 二 喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の 飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)
- →法律上、飲食店と喫茶店は明確に区分。 しかし、食品を提供する喫茶店が多いのは、「喫茶店」という外観の 「飲食店」だから。

1-2. 身近にあるいろいろな飲食店

- (1)食堂・レストラン等・カフェ等
- (2)仕出し屋さん、弁当屋さん
- (3)バー、スナック
- (4)屋台·移動販売
- (5)それ以外のいろいろ(フリマ、イベント、子ども食堂など)

2. 飲食店を開くには

- 2-1. 必要な許認可
- ①飲食店営業許可

管轄の保健所から、食品衛生法に基づく営業許可を受ける。

- ・設備が整っているか(図面審査)
- ・資格や書類がそろっているか(書面審査)
- ・設備が図面どおりできているか(立入検査)



②深夜酒類提供飲食店営業届

午前0時を超えて酒類を提供する場合に、飲食店営業許可に加えて届出が必要。

管轄の公安委員会(警察)に届け出る。

- ・設備・資格・書類がそろっているか(図面・書面審査)
- ・設備が図面どおりできているか(立入検査)



③ 風営法上の許可

正式名称は、

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」。

1号営業 接待飲食店営業(料亭、キャバクラ、バー、クラブなど)

接待行為とは?

- ・隣に座ってお酌をする、一緒に飲む、お話をする
- 一緒にカラオケを歌って盛り上がる
- 一緒にゲームをする

このようなお店は、管轄の公安委員会(警察)の許可が必要。

開店できる地域の規制が厳しい。



2-2. 飲食店に必要なモノ(立地基準・設備基準)

- ・その場所でお店が開けるか(建築基準法上の規制)
- ・ 厨房内に2槽シンクがあるか、お湯と水がその2槽シンクに供給されているか
- ・ 厨房内に2槽シンク以外の手洗い設備が備わっているか
- ・ 厨房内に食器類を衛生的に収納できる戸棚が備わっているか (戸棚はスチール製など欠けにくく耐水性のあるもの)
- ・床面及び側壁(床面から1.5mまで)は耐水性の素材であり、排水できる設備(排水口、溝)があるか
- ・ 厨房と客席の仕切りは明確にされているか (スウィングドアの設置、床面の材質が違う、段差がある) など

露店や移動販売車でも、手洗い設備や給排水設備が求められます!

2-3. 飲食店に必要なひと

①食品衛生責任者・・・必ず置かなければならない。

施設において食中毒や食品衛生法違反を起こさないように、食品衛生上の管理運営を行う人。

食品衛生責任者養成講習会を受講するか、以下の資格を持っている人は、講習を受けなくても食品衛生責任者になれる。

- •栄養士
- •調理師
- ・製菓衛生師など

実は調理師免許がなくても、飲食店は開けるんです!

②防火管理者 収容人数が30人を超えると、防火管理者が必要です。

2-4. 飲食店に必要なお金の目安

開店前	物件	300万~500万	権利金が高い
	内装工事	100万~300万	
	設備	50万~150万	居抜きの場合でも必要
	許可手数料	1~2万	
	広告宣伝費	10万円	開店当初は多めに
開店後	仕入れ	何を売るかで全然違う	
	人件費	20万~30万 時給	31,000円~
	広告宣伝費	5万円	毎月一定ではない

3. 実際に必要な手続き

3-1. おうちカフェ・・・自宅の一部で週に何日か営業する

必要な許可	飲食店営業許可 菓子製造許可	料理のほかにお菓子も調理して 出す場合は菓子製造許可もいる
もの	2槽式シンク 扉付き戸棚 手洗設備 水洗いできる床等	自宅でも設備基準は変わらない
	低層住居専用地域以外	立地基準
ヒト	食品衛生責任者	
お金	内装工事費 厨房機器 広告宣伝費 人件費 材料費	自宅なら物件を借りなくていい 家族に手伝ってもらえば人件費も 抑えられる



3-2. 飲食店・レストラン・・・物件を借りてお店を出す

必要な許可	飲食店営業許可	明確に喫茶店を経営するならば喫 茶店営業許可
もの	2槽式シンク 扉付き戸棚 手洗設備 水洗いできる床等	設備基準は変わらない
	低層住居専用地域以外	床面積500㎡超で不可の地域増
ヒト	食品衛生責任者	ふぐ料理を出すならふぐ調理師
お金	物件を借りるお金 内装工事費 厨房機器 広告宣伝費 材料費	権利金は家賃の1年分 「居抜き」は、残った厨房機器を譲り受けるのにお金がかかるので、結 局お金はかかる。

人件費

3-3. 屋台・・・イベント等で露店を出す

必要な許可	飲食店営業許可(露店営業) 菓子製造業営業許可(露店営業) 喫茶店営業許可(露店営業)	直前過熱して提供する食べ物 (かき氷、わらび餅、既成飲料はいい)
	道路使用許可申請	公道に出店する場合
もの	洗浄設備 手洗い設備 給排水設備 食品保管設備 冷蔵設備	設備基準は基本的に変わらないが、簡易なものでよいアルコールスプレーで洗浄ポリバケツに排水クーラーバッグで冷蔵など
	屋根•壁	テントでもよい
ヒト	食品衛生責任者	
お金	屋台·設備 広告宣伝費 材料費	リヤカー屋台などのぼりなど

3-4. 移動販売・・・イベントやショッピングモールにキッチンカーを出す

必要な許可	飲食店営業許可(自動車営業)	提供する料理によって1型・2型・3型に分かれる
	道路使用許可	公道で行う場合
もの	洗浄設備 手洗い設備 給排水設備 食品保管設備 冷蔵設備	設備基準は基本的に変わらない シンクの取り付けが可能 排水量も大きくできる 冷蔵庫設置できる
ヒト	食品衛生責任者	
お金	キッチンカー準備 (設備も含む) 広告宣伝費 材料費	自動車を改装するか キッチンカーを購入するか HP、のぼりなど

3-5. 模擬店出店・・・地域や子供のイベント等に出店

必要な許可	臨時出店届(保健所) ※イベント主催者が届を出す	営利を目的としない行事 一時的に催される行事 食品の加工・調理行為を行う
もの	下ごしらえする場合は、 飲食店許可を受けた施設 調理室等 アルコール消毒 テント(ホコリを避けるため)	基本的に下ごしらえしない 下ごしらえ済みのもので調理する
ヒト	体調不良、手指に傷のある人は調 理しない	
お金	基本的に材料費のみ	

※あくまでも臨時に、非営利で行う場合なので、フリマやイベントで 自作のお菓子を売って儲けたい場合は、菓子製造許可が必要。

3-6. 子ども食堂・・・・子どもたちに対し、無料又は安価で 栄養のある食事や温かな団らんを提供する場

必要な許可	保健所に相談すること	飲食店営業許可を取る団体もある
もの	衛生面に配慮すること (厚生労働省より)	飲食店、公民館、民家など、設備はまちまち
ヒト	衛生面に配慮すること (厚生労働省より)	特に資格は求められていない
お金	主催する団体によってまちまち	基本的にボランティアが多いのであまり お金はかからない 企業が主導する場合もあり

※主催団体がいろいろなので、お金も設備も差が大きい。 衛生面については、厚生労働省が「衛生管理のポイント」を発表している。

3-7. バー・・・夜遅くまでお酒を飲めるお店

必要な許可	飲食店営業許可深夜酒類提供飲食店営業届	0時以降もお酒を飲めるお店接待行為はなし0時以降は遊興させてはダメ (カラオケ、ダーツ等)
もの		飲食店営業許可が前提
	商業地域·近隣商業地域 準工業地域·工業地域	
	店の設備に細かい決まりがある	明るさ、店内の見通し、防音など
ヒト	食品衛生責任者	
お金	物件を借りるお金 内装工事費 厨房機器 広告宣伝費 材料費 人件費	あまり手の込んだ料理は出さない 形態なので、大きな冷蔵庫やコン 口などは不要。 お酒を陳列する大きな棚、ビール サーバーなどが必要。



3-8. キャバクラ・ホストクラブ・・・ホステスやホストとお酒を飲む

必要な許可	飲食店営業許可 風営法許可(第1号)	「接待行為」があるお店 0時までしか営業できない 深酒と一緒には取れない
もの		飲食店営業許可が前提
	商業地域·準工業地域	さらに市の条例でできない地域あり
	保全対象施設	学校や病院から50~100m
	店の設備に細かい決まりがある	明るさ、店内の見通し、防音など
ヒト	食品衛生責任者	
お金	物件を借りるお金 内装工事費 厨房機器 広告宣伝費 材料費 人件費	お酒を陳列する大きな棚、ビール サーバーなどが必要 ホステスやホストなどが必要なため、 人件費も増える お店の広さも必要

3-9. スロット、テレビゲームの置いてあるお店・・・ゲームセンター扱い

必要な許可	飲食店営業許可 風営法許可(第5号)		「接待行為」はできない 0時までしか営業できない 深酒と一緒には取れない	
もの			飲食店営業許可が前提	
	商業地域·近隣商業地 準工業地域	也 域		
	保全対象施設		学校や病院から50~100m	
	ゲームの置いてある面積	が10%	以下なら、風営法適用外	
ヒト	食品衛生責任者			
お金	物件を借りるお金 内装工事費 厨房機器	ジタルダー	-ツは、ゲーム機の対象から	

外れたため、規制が緩くなりました。



広告宣伝費

ゲームのレンタル料

材料費

4. 特色あるお店

4-1. 弁護士バー 弁護士がバーカウンターの中でカクテルを作ってくれる。 気軽に弁護士と知り合いになれる。

→当初は「弁護士に気軽に相談できるバー」を目指していたが、弁護士会から 「民間が入っての営利目的の弁護士仲介業にあたる」と注意を受けたため、 「バーテンダーにその場で相談」ではなく、「別室で弁護士と個別相談」とした。 (しかしすでに閉店してる)

4-2. 坊主バー

いろいろな宗派のお坊さんがいて、法要や法話をしてくれる。 人生相談、占いもしてくれる。 京都、東京に何店舗かある。 大阪の坊主バーは、移転準備のため現在休止中。

5. おわりに

いつか飲食店を開きたい!と思ったら、

- ・どんなお店がいいかよくイメージして、
 - それに合わせた手続きを知っておきましょう。
- ・迷う場合は厳しい方に合わせてください。



ご清聴ありがとうございました。



メール・・・

info@gyosei-kaoru.com

https://gyosei-kaoru.com/

事務所のHP・・・



http://www.tetuduki-shien.com/

過去のコメ勉ページ・・・



https://gyosei-kaoru.com/komeben/info-kako/



ブログ・・・・

https://ameblo.jp/kaoru-gyosei/

Twitter···

https://twitter.com/gyosei_kaoru

FB···

https://www.facebook.com/kaoru.sawada.908

FBページ・・・・

https://www.facebook.com/kaorujimusho/



QRコードから登録してください。

はた・さわだ行政書士事務所 大阪府岸和田市別所町3丁目10番4号 花田ビル2階

Tel 072-423-8222

Fax 072-423-8236

メール info@gyosei-kaoru.com

HP http://gyosei-kaoru.com

ブログ https://ameblo.jp/kaoru-gyosei